

(総則)

- 第1条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）に基づき、委託業務を処理しなければならない。
- 2 受注者は、仕様書等に明示されていない事項であっても委託業務の処理に当たり当然必要なものは、発注者の指示に従い、受注者の負担で行うものとする。
- 3 受注者は、委託業務を行うに当たり、常に善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。
- 4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 5 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の禁止及び成果品の自由使用)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。
- 2 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

- 第3条 受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

- 第4条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(委託業務の変更等)

- 第5条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の実施を一時中止させることができる。この場合において、契約金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者で協議して書面によりこれを定める。

(委託期間の延長)

- 第6条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、委託期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面をもって委託期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長期間は、発注者と受注者で協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

- 第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担する。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、発注者がこれを負担する。

(履行遅滞の場合における違約金)

- 第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間を相当の期間延長することにより完了する見込があるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して委託期間を延長することができる。
- 2 前項の遅延違約金は、契約金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関

する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。以下同じ。）を乗じて計算した額とする。

（検査及び引渡し）

第9条 受注者は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている委託業務を履行したときは、遅滞なく書面により発注者に通知するとともに仕様書等に委託業務の成果品の提出を定めている場合は、成果品を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務については、当月分の書面による通知をまとめて月1回提出することを指示することができる。

3 前項の場合において、受注者は、日々の書面による完了の通知に代えて業務を履行した旨記載した業務履行日誌等を作成の上、これを発注者に提示しなければならない。

4 発注者は、第1項又は第2項の履行の通知、成果品の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分にかかる履行を完了、引渡しを完了したものとする。

5 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示する期間内に当該目的物の補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、発注者が受注者から補正を完了した旨の報告を受けた日から起算する。

（契約代金の支払等）

第10条 受注者は、第9条の規定による検査に合格したときは、発注者が仕様書等により定める契約代金の支払方法に従い、発注者に対して、契約代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、契約代金の支払が遅れた場合には、受注者は、発注者に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率を乗じて計算した額を遅延利息として請求することができる。

（契約保証金）

第11条 契約保証金は、契約金額が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。

2 発注者は、第9条第4項若しくは第5項の検査に合格したとき又は第14条の規定により契約が解除されたときは、受注者の請求により30日以内に契約保証金を返還する。

3 発注者は、契約保証金について、利息を付さない。

（発注者の解除権）

第12条 発注者は、発注者の責めに帰すべき事由によらず、受注者が委託期限内に委託業務を完了しないとき、完了の見込みがないとき、その他契約の目的を達することができないと認められるときは、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、発注者は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでな

い。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 受注者が委託期間内に委託業務を完了しない意思表示をしたとき。
- (2) 催告をしても委託業務の完了の見込みがないことが明らかであるとき。
- (3) 第14条の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当すると判明したとき。
- (5) 港区の契約における暴力団排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するとして、同要綱に基づく入札参加除外措置を受けたとき。

3 発注者は、前2項の規定により契約を解除した場合において、既に履行された部分があるときは、発注者は、発注者と受注者で協議の上、定める履行部分の代価を支払うものとする。

4 第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

(契約が解除された場合等の違約金)

第12条の2 受注者が契約保証金の納付を免除されており、次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 前条第4項の規定により契約保証金が発注者に帰属し、又は前2項の規定により受注者が違約金を支払う場合において、前条第3項の規定による履行部分の代価があるときは、その契約保証金のうち当該履行部分に相応する契約金額相当額の10分の1の金額を受注者に返還し、又は違約金の算定に当たり当該履行部分に相応する契約金額相当額を契約金額から控除する。

(談合その他不正行為による解除)

第13条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会から受注者に対し、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止

及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令。）が下され、同排除措置命令が確定したとき。

（2）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 第12条第3項及び第4項並びに前条第1項から第3項までの規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（受注者の解除権）

第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議の上、契約を解除することができる。

（1）第5条の規定により委託業務内容を変更したため、当初の契約金額が2分の1以上減少したとき。

（2）第5条の規定による中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。

（3）発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 第12条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（賠償の予定）

第15条 受注者は、第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に該当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同項第2号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（秘密の保持）

第16条 受注者は、この契約の履行に際し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品（設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（相殺）

第17条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（契約の効力）

第18条 この契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に定める年月日より効力を有するものとする。

（補則）

第19条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、発注者と受注者で協議してこれを定めるものとする。